

(公社)東基連 上野労働基準  
協会支部  
住所 〒110-0015  
東京都台東区東上野 5-17-8  
中銀第二マンション1F 店舗5  
電話 03-5830-6961  
支部長 奥村英雄  
責任者 加藤修一  
印刷 (株)サンライズ

# 上野労基会報

2024年  
6月  
No.246



「三社祭」  
(写真提供：台東区)

## 第97回 全国安全週間

本週間 令和6年7月1日(月)～7月7日(日)  
準備期間 令和6年6月1日(土)～6月30日(日)

令和6年度  
全国安全週間スローガン「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

### ○趣旨

今年で97回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

### 目次

◇第97回 全国安全週間について	1	◇時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた	
◇上野労働基準監督署・副署長着任のご挨拶	2	事業・業務について	4
◇上野労働基準監督署の新体制について	2	◇上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況	5
◇令和6年度労働保険の年度更新期間について	2	◇労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されます	6～7
◇東京働き方改革推進支援センター	3	◇新入会員のご紹介/講習会行事等のお知らせ/行事等報告	8

## 着任のご挨拶

## 上野労働基準監督署 副署長 恒吉 恵美

令和6年4月1日付けで上野労働基準監督署副署長に着任いたしました恒吉と申します。

公益社団法人 東京労働基準協会連合会上野労働基準協会支部並びに会員の皆様には、平素より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え改善しつつある一方、人手不足や物価高の影響による企業倒産の増加もみられます。労働基準監督署は、現下の情勢が与える影響を注視しながら、誰もが安心して安全に働ける職場環境の確保に向け対策を図っていく必要があると考えております。

令和6年4月から、これまで適用が猶予されていた自動車運転手、医師、建設業についても時間外労働の上限規制が適用されます。

引き続き周知活動を行い、適切な支援を図ってまいりたいと存じます。

その他、長時間労働対策、最低賃金を含む法定労働条件の履行確保、労働災害防止対策の推進、健康確保対策の推進、迅速適正な労災補償給付等を重点とした取組についても実施してまいります。

これら施策の推進に当たっては、貴支部並びに会員の皆様に、必要な情報の提供に努めてまいりたいと思います。御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 上野労働基準監督署 新体制について

2024年4月1日 (敬称略)

部署・職名		氏名	主な業務
署長		大國 尚士	
副署長		恒吉 恵美	
第1方面	主任監督官	福島 隆史	◆事業場に対する監督指導
第2方面	主任監督官	石川 正希	◆法律違反の申立て(申告)や相談への対応
第3方面	主任監督官	亀山 俊	◆就業規則・時間外協定など各種届出の受理
第4方面	主任監督官	山崎 誠	◆悪質・重大な法違反に対する司法処分 (TEL 03-6872-1230)
安全衛生課	課長	貝瀬 創	◆安全衛生に関する指導・相談への対応 ◆各種届出、報告の受理審査 ◆特定機械の検査 (TEL 03-6872-1315)
労災課	課長	根本 和茂	◆労働保険の加入、労働保険料の徴収 ◆労災保険に関する請求・相談への対応 (TEL 03-6872-1316)
業務課	課長	新名 正俊	◆庶務・会計

## 令和6年度労働保険の年度更新期間について

令和6年度労働保険の年度更新期間は6月3日(月)～7月10日(水)です。

※年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、

または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

※電子申請は6月1日(土)から可能ですが、受付は6月3日(月)となります。

また、労働保険料については、口座振替による納付が便利です。

## 中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・従業員の待遇改善への対応はお済みですか？



令和6年度 厚生労働省 東京労働局 委託事業

# 東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！



# ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は  
迷わずご相談ください。

- 時間外・休日労働、36協定対応
- 就業規則の制定、見直し
- 育児・介護休業等諸規程の整備
- パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- 各種助成金の活用
- 人手不足、高齢者雇用対応

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般のご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、労務管理全般について、専門家が無料で以下の支援を行っています。

### 個別企業支援 訪問・オンライン

ご希望日に専門家が貴社を訪問  
またはオンライン対応にて、  
課題解決に向けた支援を行います。

### 電話・メール・ご来所 による相談

当センターにて、下記の  
受付時間に、電話・メール・  
ご来所による相談を行っています。

### セミナー講師派遣 オンラインも可

各種のご要望に応じ、会場での  
開催でも、オンラインでも  
セミナー講師を派遣します。

## 東京働き方改革推進支援センター

Web ページ



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

東京働き方改革推進支援センター

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1-16-8  
虎ノ門石井ビル4階

電話

0120-232-865

E-mail

tokyo@task-work.com

ファックス

03-6206-7046



裏面は、働き方改革等の課題の有無に関する自主点検票(アンケート)と、無料の企業支援(訪問またはオンライン)の申込票になっています。  
FAX、E-mail、またはQRコードからのWebフォームのいずれからでもお申込みいただけます。

## 時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた事業・業務について

法定労働時間（原則1週40時間、1日8時間）を超えて働く時間（残業時間）の上限について、以下の通り定められています。

- 原則として月45時間、年360時間（限度時間）以内
- 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6ヶ月が限度（平成31年4月（中小企業では令和2年4月）から適用）

長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題がある、「工作物の建設の事業」、「自動車運転の業務」、「医業に従事する医師」について、その適用が5年間、猶予されていましたが、**令和6年4月1日からの改正内容**についてお知らせします。



■働き方改革特設サイト  
「時間外労働の上限規制」

### 「工作物の建設の事業」

災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。

### 「自動車運転の業務」

特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。

また、**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）**は、**令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されます。**



■厚生労働省  
改善基準告示ホームページ

### 「医業に従事する医師」

特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間（※）となります。時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。

（※医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合がある）。地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。）

### 詳しい内容について

厚生労働省ホームページ 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)

を、ご覧ください。**支援制度、助成金、相談窓口**について掲載されています。



## 会員専用ページについて、支部事務局からお知らせ

ホームページのトップページに会員専用ページを新設致しました。

① **【会員専用ページ】** をクリックしパスワードを入力してください。

② パスワードは、**ueno0006**でOKをクリックしご入場ください。

なお、パスワードの変更は、会報発行月（4、6、9、1月）に合わせて実施いたします。  
この件に対するお問い合わせは、支部事務局（TEL 03-5830-6961）へお願いいたします。

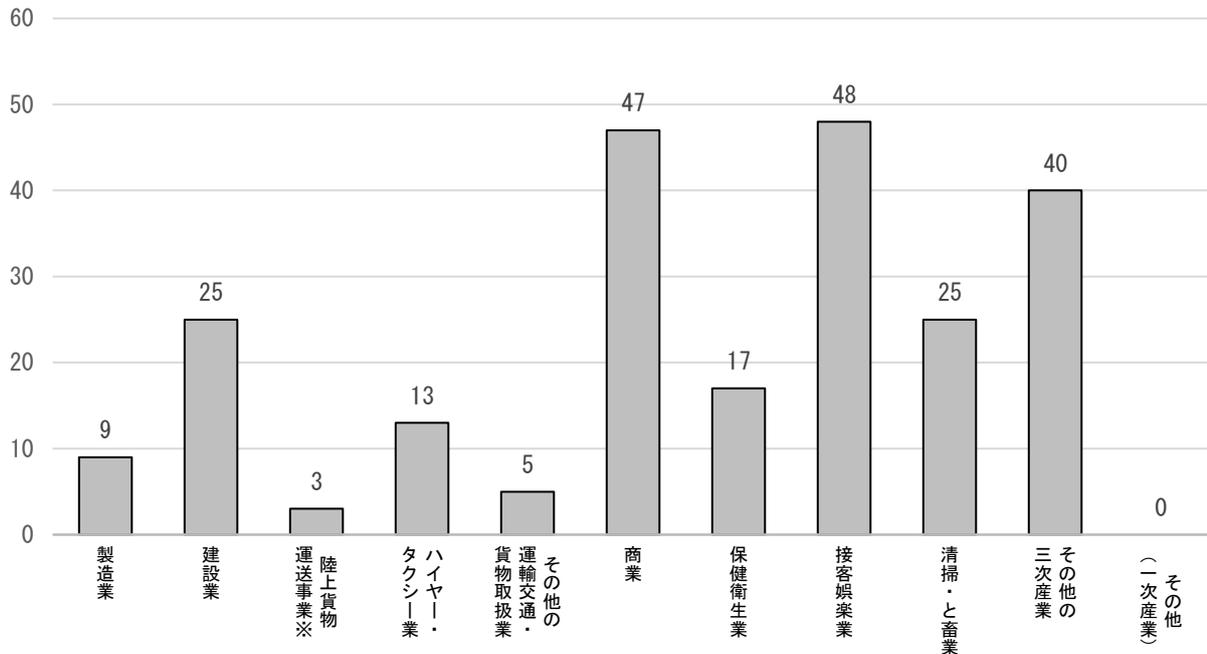
# 上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症を除く

## 令和5年死傷災害件数 全産業 232件

(休業4日以上、令和6年3月末速報値)

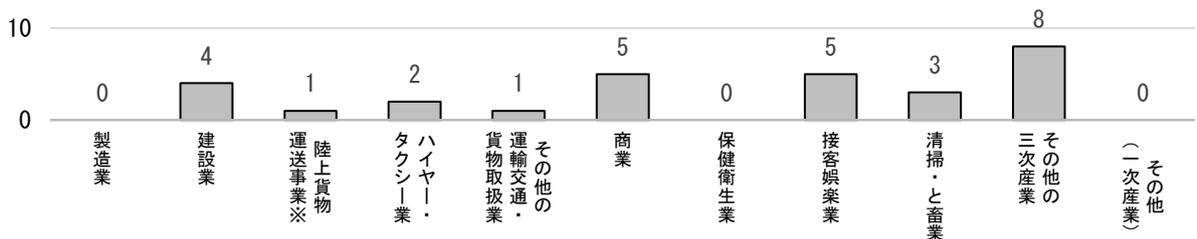
※「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。



## 令和6年死傷災害件数 全産業 29件

(休業4日以上、令和6年3月末速報値)

※「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。



## 死亡災害事例 令和5年4月～令和6年3月

発生年月	業種	職種	年齢	経験年数	事故の型	災害発生状況
R5.6	その他の事業	警備員	80代	10年以上 20年未満	高温・低温の物との接触	屋外の工事現場の警備業務において、途中の休憩後、現場に戻った際に倒れ、熱中症により死亡したものの。

事業主の皆さまへ

## 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、  
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届  
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)

電子申請の詳細は  
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請の義務化等について

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第45号。以下「改正省令」という。）が令和6年3月18日に公布され、令和7年1月1日から施行することとされました。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりです。

### 1 労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請の原則義務化

労働安全衛生法等では、労働者の被災状況や健康状態等を適切に把握し、法令で定める義務等の履行の確保等につなげるため、事業者には各種報告の提出について義務を課しており、当該報告には指定の様式を使用することとされています。

これらの報告については、労働災害等の発生等の背景・原因を正確に把握し、集計・分析することで、労働災害防止対策の検討等に役立てています。

しかしながら、現状、これらの報告は電子申請を可能としているものの、依然として書面による報告が多くを占めており、統計の集計はもとより、報告内容の誤記や記入漏れ等を防止して行政事務の効率化を図るためには、デジタル技術を活用した一層の電子申請の推進が求められています。

改正省令では、じん肺法施行規則、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、労働基準法施行規則等の一部を改正し、報告数の多い労働者死傷病報告等の8つの報告（左ページに記載の7つの報告と、「事業の附属寄宿舍内での災害報告」）について原則電子申請によることとします。

なお、経過措置として、改正省令の施行後、当分の間は書面により報告することも可能です。

### 2 労働者死傷病報告等の報告事項の見直し

休業4日未満の労働者死傷病報告及び事業の附属寄宿舍内での災害報告については、休業4日以上労働者死傷病報告及び事業の附属寄宿舍内での災害報告と同じ報告事項とします。

改正内容の詳細は次の省令および通達をご覧ください。

#### 令和6年厚生労働省令第45号

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240318K0030.pdf>



#### 令和6年3月28日付け基発0328第15号

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240401K0020.pdf>



労働安全衛生関係 電子申請 義務化

検索

◎新入会員のご紹介◎

● 南海辰村建設株式会社 (有期事業)

令和6年3月から入会いただきました

● 株式会社ナカノフード建設 (有期事業)

令和6年3月から入会いただきました

令和6年度 (2024年6月～2025年3月) 講習会・行事等のお知らせ

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	場所	
令和6年6	6	木	14:00	安全管理セミナー (全国安全週間) 上野労働基準監督署と共催	上野区民館 401	
7	10	水	10:30	広報部会 9月号 (No.247) 編集会議	上野労働基準監督署会議室	
	11	木	11:00	安全・衛生部会合同会議	支部事務所	
9	5	木	13:30	安全衛生管理セミナー (全国労働衛生週間) 上野労働基準監督署・建災防と共催	台東区民会館 9F ホール	
10	○上旬	*	13:30	労務管理セミナー	上野区民館 401 予定	
	24	木	8:00出発	優良事業場研修会 (3支部共催)	事業場選定中	
11	7	木	11:00	安全・衛生部会合同会議	支部事務所	
	8	金	10:30	広報部会 1月号 (No.248) 編集会議	上野労働基準監督署会議室	
	13~15	水~金		全国産業安全衛生大会	広島	
	○中旬	*	14:30 15:20 16:00	支部幹事会 支部役員全体会議 上野労働基準監督署長 特別講演	上野区民館 201 予定 同 101 予定	
12	○中旬	*	14:00	建設業年末年始安全管理講習会 (上野労働基準監督署・建災防共催: 支部協力)	上野区民館 401 予定	
令和7年 1	22	水	15:00	新春健康セミナー	浅草ビューホテル 新春健康セミナー } 3階 祥雲Ⅰ 表彰式 賀詞交歓会・・・3階 祥雲Ⅲ	
			16:10	安全衛生表彰式		上野労働基準監督署長表彰 上野労働基準協会支部長表彰
			17:00	賀詞交歓会		
2	10	月	10:30	広報部会 4月号 (No.249) 編集会議	上野労働基準監督署会議室	

注: ○印の日程未記入は会場抽選により確定のため決定次第、上野労働基準協会支部のHP(ホームページ)等でお知らせ致します。

事務局からの行事等報告

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	場所	
令和6年	9	火	13:00	法定講習 (有料: 上野支部幹事) 受講対象: 新規採用者	中労基協ビル 4階ホール	
	10	水	14:00	雇入れ時安全衛生教育講習会 (3支部共催) 受講対象: 中途採用者、職転者	(リアルとZoomで実施)	
4	11	木	10:30	広報部会 6月号 (No.246) 編集会議	上野労働基準監督署会議室	
	17	水	13:00	法定講習 (有料: 貸切) 雇入れ時安全衛生教育講習会 受講対象: 新規採用者	リアル (AP秋葉原・秋葉原BC 5階会議室)	
	19	金	10:00	令和5年度支部監査	支部事務室	
	25	木	14:30	支部幹事会	支部長・副支部長会議	上野区民館 201
			15:20 16:00	支部役員全体会議 上野労働基準監督署長 特別講演	同 101	
5	15	水	16:30	支部定時総会	浅草ビューホテル 総会 (3階 祥雲Ⅰ)	
			17:40	懇親会 (有料)	懇親会 (25階 大輪)	

雇入れ時安全衛生教育講習会  
(新規採用者向け)  
日時: 4月9日 (火) 時間: 13:00  
場所: 中労基協ビル 4階ホール



▲主催者を代表し挨拶する 村松上野労働基準協会支部長 ▲安全衛生講師の早川光夫先生 ▲マナー講習講師の井上敦子先生 ▲安全衛生教育を受講する皆様

支部幹事会  
上野労働基準監督署長特別講演  
日時: 4月25日 (木) 時間: 16:00  
場所: 上野区民館 101



▲支部幹事会で挨拶する 村松上野労働基準協会支部長 ▲特別講演中の大園上野労働基準監督署長 ▲支部幹事会模様